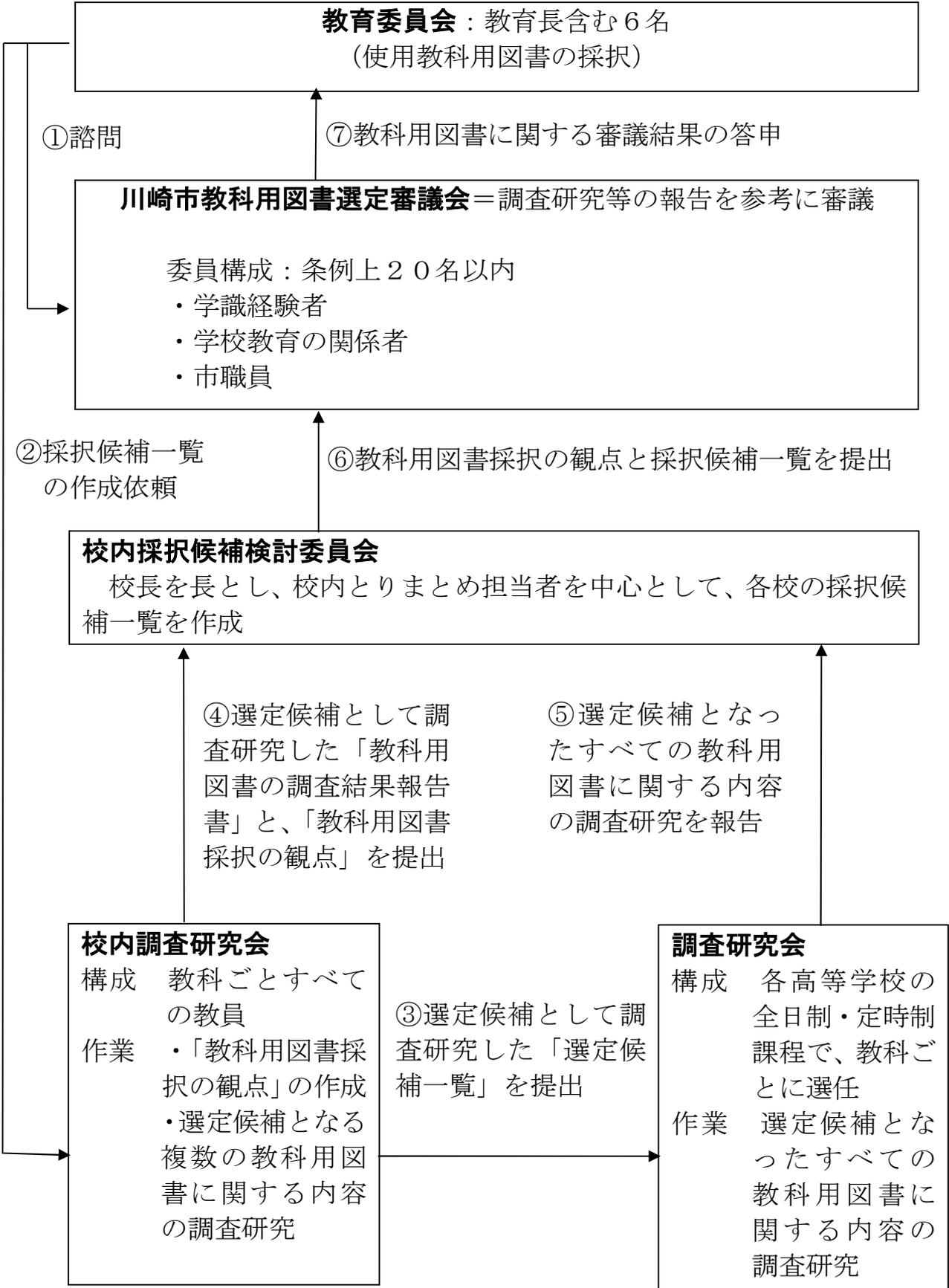


令和 2 年度 高等学校における教科用図書の採択手順



川崎市教科用図書選定審議会について

1 審議会の概要

- 教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例に基づき川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。
- 審議会は、その下に設置する調査研究会からの報告を参考にする一方、審議会独自の立場で審議した上で教育委員会に報告する。

※川崎市附属機関設置条例 別表第2（第2条～第5条関係） 教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市教科用図書選定審議会	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験者 (2) 学校教育の関係者 (3) 市職員	1年

2 川崎市教科用図書選定審議会を非公開としている理由

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条―抜粋―

- ・ 審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する事項であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- 教科用図書の採択については世間一般に広く関心が寄せられており、審議会を公にすることにより発言者を特定することができてしまい、場合によっては誹謗・中傷・いやがらせ等が起こる可能性があり、そのために自由・活発な議論をすることができなくなるおそれがあることから、教科用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、公開・非公開について審議会に諮り、非公開として開催している。